

令和7年10月7日

市政記者クラブ 様

教育委員会文化財保護課

担当 栗本、瀬瀬

電話 253-9216

「周知の埋蔵文化財包蔵地」に対する回答の誤送信について

1 内容

不動産業者等から掘削を伴う工事等を予定する土地について「周知の埋蔵文化財包蔵地」にあたるかの照会を受け付けた際、回答をメール送信するにあたり、誤って他社からの照会分を含むデータを送信した。

また、これを受け、過去に遡ってデータを確認したところ、他にも他社のデータを誤って送信していたことが判明した。

2 誤って送信した内容

他社からの照会分に係る回答（法人名、法人の担当者名、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の照会場所、包蔵地該当の有無）

3 経緯

区分	発生日	内容
案件1	令和7年10月3日	A社の照会に対して、A社への回答に加え、他社からの照会分（11件）を含めた回答を送信
案件2	9月30日	B社の照会に対して、B社への回答に加え、他社からの照会分（3件）を含めた回答を送信
案件3	9月16日	C社の照会に対して、C社への回答に加え、他社からの照会分（1件）を含めた回答を送信
案件4	5月2日	D社の照会に対して、D社への回答に加え、他社からの照会分（2件）を含めた回答を送信

※案件3及び案件4は、過去に遡ってデータを確認した結果、判明したもの

4 対応

誤って回答を送信してしまった事業者に対して事情を説明し、当該情報の削除を依頼するとともに、謝罪した。

また、自社に関する回答を誤って送信された事業者に対しても、誤送信の事実とその経緯を報告し、謝罪した。

5 誤送信の原因

回答用PDFデータを1件ずつ作成するところ、データをまとめて作成したこと。また、そのデータを送信する際の確認時、最初の1ページしか確認しなかったことにより誤送信が発生した。

6 再発防止策

回答用PDFデータを1件ずつ作成するとともに複数の担当者の目で最終ページまで確認することを徹底する。

＜参考＞「周知の埋蔵文化財包蔵地」について

文化財保護法では、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と言う。「周知の埋蔵文化財包蔵地」にあたり、掘削を伴う工事等をする場合は、事前に教育委員会に届け出が必要である。